

平成 7年 6月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel.0428-23-6859)

検地—青梅市域の村でも検地は行われたこと—

検地は、中学の高校の日本史の教科書に必ず出てくるもので、近世において領主が領国経営の経済的基盤となる年貢収獲のため、村単位で田畑屋敷地を一筆ごとに面積、生産高、所有者（各請人といいます。）を調査した政策をいいます。検地というと、誰も思い浮かぶのは豊臣秀吉が実施した検地、いわゆる太閤検地があります。ただ、土地の調査というところまで広げてみると、古代の律令時代や鎌倉時代にも行われています。また、戦国時代においては今川、毛利、武田、北条氏などの有力大名や天下統一を目前にして本能寺に倒れた織田信長も領国の狭い範囲において従来の土地所有者などから上申させた、いわゆる指出という形で調査を行っています。さらに付言すると検地は封建制度の基礎であると同時に、領主にとって領国支配の根幹をなす政策で、豊臣秀吉が行った全国的かつ統一基準で行った検地は大化改新、近代の地租改正とともに日本の土地改革史上では画期的なものであったといえます。そして、徳川政権に移っても封建体制維持のためさらに強力に実施されました。したがって、当然青梅市域の村々においても実施されましたが、それが概して知られていないようにも思われますので、その実態を概観してみることにしましょう。

近世初期の青梅市域には35の村（中世以降に分村した村あり。）が存在、換言すれば検地によって35の行政体としての村がつくられたといった方が的確かも知れません。その村々で検地の際に作成された台帳として「検地帳」が現存しており、それらによって慶長3年（1598）期と寛文8年（1668）期の2度の村高、つまり年貢の基準を定める検地が施行されたことが知れます。さらに新田検地といって、その後に開発等で増加した耕地を村高に高入れした検地が元禄・宝暦・安永期などに散見されます。前記の2度の検地のうち、前者の検地帳が管見によると現存しているのは、沢井村、日陰和田村（現和田村）及び下村（現梅郷）の3村のみですが、明治10年代に編纂された皇国地誌にはその村以外に8か村で検地されたことを示す記述があり、かなりの広範囲で実施されたものと思料されます。この期の検地は石高制が採り入れられておらず、検地帳の記載形式には関東の山間部で多く見られる一筆ごとに年貢高（貫文記載）、楮、綿などの現物納品目、そして名請人が記されているのが特徴です。一方、後者の寛文8年の検地は、関東幕府領の一斉検地の一環として行なわれたものであり明治初期ま

での200年間にわたる村高、つまり年貢・諸役の基礎となったものです。この期の検地は石高制が採り入れられ、検地帳の記載形式は一筆ごとに土地の紙幅の都合上、検地の実際まで踏み込んだ記述ができませんが、青梅市域の村においても、田だけでなく、畑屋敷地までも検地され、それを基に村高制を石高（永高）で打ち出し、農民から年貢を収奪したことが若干なりしれえたことと思います。

(文責 大澤)

・青梅市遺跡調査会では、5月16日より沢井1丁目大平遺跡を発掘調査しております。現在、縄文時代の柄鏡形石住居跡や竪穴式住居跡、土坑などが検出されています。